

社会福祉法人みのり会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援・女性活躍推進法 一体型)

1. 計画期間

2026年4月1日～2028年3月31日(2年間)

2. 当会の課題

- ・ 妊娠・出産・育児期の労働者への制度周知が十分でない
- ・ 男性の育児休業取得率が低い
- ・ 育児・介護と仕事の両立を支える柔軟な働き方の選択肢が限定的
- ・ 年次有給休暇の取得率が低く、時間外労働が多い
- ・ 女性の中途採用・再雇用の実績が伸び悩んでいる
- ・ 非正社員から正社員への転換制度の利用が少ない

3. 目標・取組内容・実施時期

目標1: 妊娠中・出産後の女性労働者の健康確保と相談体制の整備

<取組内容>

- ・ 妊娠中・出産後の女性労働者が利用できる制度(母性健康管理措置、産前産後休業、育児時間等)の周知資料を作成し、社内イントラ・掲示板で周知
- ・ 相談窓口(法人本部内)を明確化し、相談しやすい体制を整備
- ・ 配偶者が流産・死産(人工妊娠中絶を含む)した場合の特別休暇制度を整備し、取得しやすい環境を整える

<実施時期>

計画期間中随時

目標2: 育児休業・短時間勤務制度を利用しやすく、復帰しやすい環境を整備

<取組内容(以下のうち複数を実施)>

- 男性の育児休業取得率を、50%以上にする
- 女性の育児休業取得率100%を維持する
- 男性の育児休業取得促進のため、管理職向け研修を実施し、取得勧奨を徹底
- 育児休業に関する規定・待遇・復帰後の労働条件をまとめたガイドを作成し、全従業員へ周知
- 育児休業・短時間勤務利用者の代替要員確保や業務分担の見直しを実施
- 育児休業中の従業員に対し、研修情報・社内ニュース等を定期的に提供
- 育児休業後の原職または原職相当職への復帰を原則とし、業務内容・体制を整備

<実施時期>

2026年4月～継続

目標3:子育て期の労働者が利用できる柔軟な働き方の導入

<取組内容(以下のうち一つ以上を実施)>

- 小学校就学後の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- 小学校就学後の子を養育する労働者向け短時間勤務制度の導入
- 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度の導入
- 在宅勤務・テレワーク制度の検討、整備

<実施時期>

2026年4月～順次導入

目標4:年次有給休暇の取得促進と長時間労働の削減

<数値目標>

- 年次有給休暇取得率を前年比20%向上
- 月平均残業時間を前年比20%削減し、10時間以内を目指す

<取組内容>

- 有給休暇取得計画表の作成と取得促進の呼びかけ
- 業務効率化のための業務棚卸しと改善
- 管理職への労務管理研修の実施

目標5: 女性の雇用・中途採用の拡大

<数値目標>

- 女性の再雇用・中途採用者数を前年比20%以上増加させる

<取組内容>

- 女性が活躍できる職場であることを求職者向けに積極的に広報
- 女性応募者の増加に向けた採用広報の強化
- 育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した者の再雇用制度を整備し、積極的に運用

目標6: 柔軟な働き方の実現とキャリア継続支援

<取組内容>

- 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務、テレワークの利用検討
- 利用可能な両立支援制度について、労働者・管理職への周知徹底
- 非正規職員から正規職員への転換制度を積極的に運用

4. 計画の周知と推進体制

- 行動計画を社内掲示・イントラネットで公開
- 管理職会議で内容を共有し、推進責任者を明確化
- 年1回、取組状況を点検し必要に応じて見直しを行う